

豊田市 子ども条例制定10年

豊田市 愛教大副学長の大村さん語る

子どもにやさしいまちづくりを目指し制定された「豊田市子ども条例」が9月で10年を迎えるにあたり先月26日、市青少年相談センター（パルクとよた）で公開セミナーが開かれた。これは同条例について多くの人に知ってもらおうと開かれたもので、教員や市職員ら約30人が参加した。

豊田市の子ども条例は子どもの存在や権利などを保障し、子どもを主体につくられたものだ。先進的な取り組みを行っている神奈川県川崎市を参考に県内で初めて条例を制定した。

セミナーの講師を務めたのは市当局と共に条例づくりに取り組んできた愛知教育大学副学長の大村恵さん。条例の目的や必要性を説明するともに、豊田市での条例制定までの経緯等話した。

興味深かったのは、豊田市の子ども条例が市職員の声をきっかけにつくられたことだ。いじめ問題や親の過干渉など、子どもたちの置かれている

現状を把握し環境整備を整えようというものだった。条例には保護者への行政支援の必要性が記されていることも説明されていた。

【貞島容子】